

第一条 国の法律は、憲法に定める手続きによるほか、政府によつても制定されうる。

第二条 政府が制定した法律は、首相の手で認証され、官報に公示される。

第三条 政府が制定した法律は、首相の手で認証され、官報に公示される。

第四条 外国との条約で立法の対象となるものは立法参与機関の承認を必要としない。

そのような条約の遂行に必要な規定は政府が発令する。

第五条 本法律は、公示日をもつて施行される。一九三七年四月一日をもつて失効する。現在の政府が取つて代わられたときにも失効する。

授権法の威力はたちに發揮された。三月二十九日には死刑執行法（ファン・デア・ルツベ法」とも称される）が制定され、先の議事堂放火事件の犯人に対する死刑の執行を、近代法原則の罪刑法定主義に反して事後的に可能にした。これを皮切りに、政府の手で新しい法律＝「ナチ法」が続々と制定されていった。

授権法は、第五条に記されているとおり、本来、四年間の时限立法だ。政権交代があれば失効することになつていた。しかし、四年後、ドイツはすでにナチ党の一党体制となつて久しく、政権の交代も起きなかつた。結局、授権法は、ドイツを打倒した連合軍が管理

理事会法第一号でこれを無効とする一九四五年九月まで効力を維持した。

地方分権制を掘り崩す

すでに地方政治の制圧に乗りだしていたヒトラーは、三月末から翌月にかけて二つの全国均制化法を制定した。ねらいは、ドイツに伝統的な、ヴァイマル憲法にも規定された地方分権・連邦制度を掘り崩し、全国を新政府の統制下におくことにあつた。

一つ目の全国均制化法は、公式には「州と国の均制化のための暫定法」（三月三一日制定）と呼ばれ、州議会の即時解散と選挙なしの招集を定めたものだ。各党的議席は先の三月選挙の得票率に応じて配分された。共産党的議席が抹消されたため、州議会はどこもナチ党が過半数を占めた。

注目すべきは、こうして発足した各州の新政府に「州立法の簡素化」を名目に立法権が与えられたことだ。中央政府が授権法で手にした権限と同じものが州政府に与えられた。州議会も形だけの存在となり、執行権と立法権の一元化が全国で進行した。

二つ目の全国均制化法「州と国の均制化のための第二法」（四月七日制定。以下、全国均制化第二法）は、プロイセンをのぞくすべての州に「地方総督」（公式には帝国総督と呼ばれた）を配置し、ヒトラー政府の政治原則を州政府が遵守しているかを監督することを定めたもの

ヒトラーとナチ・ドイツ

石田勇治

なぜ文明国ドイツに
ヒトラー独裁政権が
誕生したのか？



ヒトラーの
実像から
ホロコーストの
真実までを描く
決定版！